

退職者の診療記録閲覧等の手引

この手引は、石川県済生会金沢病院（以下「当院」という。）が保有する診療記録を、退職者が閲覧するための申請について、具体的な方法と特に留意すべき事項等をまとめたものです。個人情報を取り扱いますので、実際の申請にあたっては、関係法令や通知等を十分理解のうえ、手続を行ってください。

1 申請者の資格

当院に就業歴のある者で、以下の目的で閲覧を行う場合に申請が可能です。

- ・ 資格取得のため
- ・ 学会等で症例報告を行うため
- ・ その他、病院長が許可するもの

2 閲覧が許可される期間、許可される診療記録の範囲

原則、申請をして許可を受けた当日のみ閲覧が可能です。閲覧の範囲は、申請者本人が当院在籍中に診療等で関わった患者のみとなります。なお、閲覧終了後にアクセスログを確認させていただき、不正なアクセスがあった場合は、次回からの申請をお断りいたします。

3 申請に必要な書類

- ・ 診療情報閲覧等申請書【様式3】
- ・ 申請者本人であることがわかる証明書（運転免許証等顔写真入りのもの）

※申請書は、当院ホームページよりダウンロードしてください。なお、利用目的など記入しきれない場合は、別紙に記入し提出してください。

4 申請の手順

(1) 申請に必要な書類の提出

医事課へ診療記録閲覧等申請書および身分証明書の写しを郵送又は持参にて提出してください。

(2) 閲覧の許可

申請書を医事課で受理後、当院個人情報保護管理委員会および病院長の許可を得ます。申請の可否について後日医事課から連絡いたします。

(3) 閲覧

許可を受けた閲覧日に身分証明書を持参のうえ、中央受付にお越しください。医事課にて閲覧環境を提供いたします。（電子カルテ閲覧用ID、電子カルテシステムの準備）

5 閲覧における諸注意

(1) 閲覧場所

医事課

(2) 閲覧可能時間

原則、平日の8時30分から17時までが閲覧時間となります。

(3) その他

病院情報システムへのUSBメモリ、スマートフォン、モバイル端末、デジタルカメラ等の外部媒体の接続は出来ません。スマートフォン等での閲覧画面の撮影も禁止です。

6 診療情報の写し・データ持出しについて

閲覧後、必要な情報が定まった時点でお声掛けください。なお、ご本人でUSBメモリをご準備ください。

< 問い合わせ先 >

〒920-0353

石川県金沢市赤土町ニ 13-6

石川県済生会金沢病院 医事課

TEL：076-266-1060（代表）

受付時間：8時30分～17時（土曜日、日曜日、祝祭日を除く）

付則 この手引は、令和6年1月1日より施行する。